

資料2 ごみ処理施設、し尿処理施設

1 ごみ焼却施設(環境整備課)

令和2年10月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	排ガス処理方式	建設工期 (年度)	運転開始 年月	余熱利用		備考
											温水	発電	
1 富士吉田市	環境美化センター ごみ処理施設	富士吉田市小見三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村) (富士河口湖町) 1市(2町1村)	170	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H12~14	H14.12	○	○	
2 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原 8344	上野原市(小菅村)(丹波山村) 1市(2村)	40	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H7~9	H9.10	○		
3 山中湖村	クリーンセンター	南都留郡山中湖村 平野506・507	山中湖村 1村	45	機械化 バッチ	ストーカ	2	EP	H1~2	H3.4			
4 中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	中央市一町畑 1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	270	全連続	ストーカ	3	BF	H6~8	H9.2	○		
5 峡北広域行政事務組合	エコパーク たつおか	韭崎市龍岡町 下條南割1895	韭崎市 北杜市 甲斐市(甲州市) 3市(1市)	160	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	2	BF	H12~14	H14.12	○	○	
6 峡南衛生組合	ごみ焼却場	西八代郡市川三郷町 駒狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 南都町 4町	30	機械化 バッチ	ストーカ	2	BF	H6~7	H8.4			
7 大月都留広域事務組合	ごみ処理施設	大月市初狩町 中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	104	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H12~14	H14.12	○		
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合	ごみ処理施設	笛吹市境川町寺尾字 前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	369	全連続	流動床	3	BF	H26~28	H28.10	○	○	

2 粗大ごみ処理施設(環境整備課)

令和2年10月末現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	建設工期 (年度)	運転開始 年月	備考
1 富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口385	富士河口湖町 1町	5	併用	4	S62	S63.4	
2 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	40	破碎	4	S61~62	S62.1	

3 資源化等を行う施設(環境整備課)

令和2年10月末現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	稼働開始 年月	備考
1 富士吉田市	富士吉田市小見三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村) 1市(1町1村)	30	8	H12~14	H15.4	びん類を手選別後、破碎し選別
2 上野原市	上野原市上野原8344	上野原市(丹波山村)(小菅村) 1市(2村)	5	5	H18~19	H20.4	びん類を手選別後、破碎し選別
3 山中湖村	南都留郡山中湖村平野506・507	山中湖村 1村	9	5	H6~7	H7.4	びん類を手選別後、破碎し選別
4 峡北広域行政事務組合	韭崎市龍岡町下條南割1895	韭崎市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H16~17	H18.4	不燃物を破碎し選別
5 青木が原ごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進 青木ヶ原514	笛吹市 中央市 富士河口湖町 鳴沢村 2市1町1村	10	5	S48~50	S50.4	びん類を手選別後、破碎し選別 アルミ・鉄を選別し 圧縮
6 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	31	7	H12~14	H15.4	びん類を含め、 破碎し選別
7 甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	30.6	2	H26~	H29.4	不燃ごみ、不燃性 粗大ごみを破碎し 選別
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	6.4	1	H26~	H29.4	プラスチック製容 器包装を圧縮梱包
9 甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	10	1	H26~	H29.4	紙製容器包装、 ミックスペーパー の圧縮梱包
10 中央市	中央市浅利192	中央市 1市	9	1	R1	R1.10	汚泥・生ごみを堆 肥化

4 し尿処理施設(環境整備課)

令和2年10月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理規模 (t2/日)	処理方式	建設工期 (年度)	運転開始 年月	汚泥の処理	備考
2	富士吉田市	環境美化センター し尿処理施設 富士吉田市小見三丁目 11番32号	富士吉田市(西桂町)(忍野村)(山中湖村) 1市(1町2村)	90	膜分離	H1~3	H4.4	焼却	
3	山梨市	環境センター し尿処理場 山梨市南2160	山梨市 1市	45	二段活性	S56~57	S58.4	焼却	
4	北杜市	北部ふるさと公苑 北杜市長坂町中丸 916	北杜市 1市	46	標準脱窒	H2~3	H4.4	焼却	
5	笛吹市	クリーンセンター 笛吹市石和町砂原 936-2	笛吹市 1市	40	嫌気性消化	S50~51	S52.3	脱水	
6	上野原市	クリーンセンター 上野原市上野原8344	上野原市 1市	40	好気性	S53	S54.4	焼却	
7	甲州市	環境センター し尿処理場 甲州市塩山千野3136	甲州市 1市	20	標準脱窒	H12~14	H15.4	堆肥化 (生ごみ50 kg/日)	汚泥再生処理センター
8	峡南衛生組合	し尿処理場 南部支所 南巨摩郡南部町万沢 5979-3	南部町 1町	19	標準脱窒 + 高度処理	H16~18	H18.4	堆肥化 (生ごみ50 kg/日)	汚泥再生処理センター
9	中巨摩地区広域事務組合	衛生センター 中央市乙黒1083-3	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 3市1町	85	高負荷	H3~5	H5.10	焼却	
10	峡北広域行政事務組合	峡北南部 衛生センター 葦崎市栄2-5-48	葦崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S49~50	S51.3	脱水	
11	峡南衛生組合	し尿処理施設 西八代郡市川三郷町鴨 狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離 + 高度処理	S62~63	H1.4	焼却+堆肥化 (生ごみ300kg /日)	
12	三郡衛生組合	三郡クリーン センター 南アルプス市東南湖 1070	南アルプス市 市川三郷町 富士川町 1市2町	61	膜分離 + 高度処理	H9~11	H12.4	脱水	
13	青木ヶ原衛生センター	衛生センター 南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村(甲州市) (中央市)(道志村) 1町1村(2市1村)	50	嫌気性	S45~46	S46.12	脱水	
14	大月都留広域事務組合	大月都留 し尿処理場 都留市田野倉1130	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	92	二段活性	S59~61	S61.12	焼却	

5 コミュニティプラント(地域し尿処理施設)(環境整備課)

令和2年10月末現在

設置主体	施設名称	処理方式	計画1日最大 汚水量 (m ³ /日)	竣工年度	運転管理体制	備考
1	南アルプス市	白根南原団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	149	S56	委託
2	南アルプス市	西新居団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	73	S61	委託
3	甲斐市	敷島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	506	S47	委託
4	甲斐市	松島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	363	S56	委託
5	甲斐市	双葉登美団地地域し尿処理場	長時間ばっき	298	S63	委託
6	中央市	よし原処理センター	標準活性汚泥	2,500	S52	委託
7	富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	長時間ばっき	50	H27	委託

6 埋立処分施設(環境整備課)

令和2年10月末現在

設置主体名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理能力		処理方式		建設工期 (年度)	埋立終了 年度	備考	
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立構造	浸出水 処理方式				
1	甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市 1市	95,400m ³ (14,400m ²)	50m ³ /日	準好気性埋立	接触ばっ気法	S60~61	H7年度末	
2	甲府市	甲府市増坪町 710-3	甲府市(笛吹市(旧石和町)) 1市(1市)	47,900m ³ (12,870m ²)	40m ³ /日	準好気性埋立	回転円板	H4~5 埋立開始は H7年度から	H13.5	
3	甲府市	甲府市西高橋町 383	甲府市 1市	58,800m ³ (13,300m ²)	35m ³ /日	準好気性埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H13~14 埋立開始は H15.5から	H22.3	
4	山梨県市町村総合事務組合	笛吹市境川町寺尾 1246番1	県内全市町村	302,000m ³ (28,570m ²)	120m ³ /日	準好気性埋立	アルカリ凝集 沈殿法	H26~30 埋立開始は H30.12から	-	

資料3 自然公園等

1 自然公園(みどり自然課)

自然公園一覧

令和2年3月

区分	公園名	関係市町村(県)名	公園指定				県土面積 に対する 比率(%)	摘要 (ha)
			指定 年月日	面積 (ha)	特別 地域 (ha)	普通 地域 (ha)		
国立 公園	富士箱根 伊豆	(山梨、静岡、神奈川、東京)山中湖村、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、鳴沢村、身延町	S11. 2. 1	36,769	23,485	13,311	8.2	特保 3,229
								第1種 2,065
								第2種 7,760
								第3種 10,431
	秩父多摩 甲斐	(山梨、埼玉、東京、長野)甲府市、北杜市、山梨市、甲州市、丹波山村、小菅村、甲斐市	S25. 7. 10	46,834	24,452	22,382	10.5	特保 1,666
								第1種 3,557
								第2種 9,371
	南アルプス	(山梨、長野、静岡)北杜市、南アルプス市、早川町、韮崎市	S39. 6. 1	18,286	18,286	—	4.1	特保 4,037
								第1種 2,293
計								
国定 公園	八ヶ岳 中信高原	(山梨、長野)北杜市	S39. 6. 1	4,088	4,088	—	0.9	特保 356
								第1種 36
								第2種 46
								第3種 3,650
計								
県立 自然 公園	四尾連湖	市川三郷町	S34. 4. 2	362	50	312	0.08	第2種 50
	南アルプス 巨摩	北杜市、南アルプス市、韮崎市、富士川町、身延町、早川町	S41. 4. 1	14,841	14,841	—	3.3	第1種 113
								第2種 557
								第3種 14,171
計								
自然公園合計(県土面積 446,537ha)				121,207	85,202	36,005	27.1	

2 自然環境保全地区(みどり自然課)

自然環境保全地区一覧

令和2年3月

区分	名称	場所	所有区分(ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
自然保存地区	小金沢山	甲州市塩山上萩原、下萩原、牛奥、 大月市大月町真木、大月市七保町瀬戸、 奈良子、甲州市大和町初鹿野、田野		612		612
	小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
	滝子山	大月市笹子町白野、初狩町下初狩		37		37
	三ッ峠山	都留市大幡		140		140
	御正体山	都留市鹿留、菅野熊井戸、南都留郡道志村		55	41	96
	七里ヶ岩	韮崎市穴山町重久、北杜市須玉町若神子	3	44	1	48
	黒岳	笛吹市御坂町上黒駒		12		12
	七面山	南巨摩郡早川町赤沢、南巨摩郡身延町身延		147	51	198
	笹ヶ岳	南巨摩郡早川町雨畑、保		615		615
	篠井山	南巨摩郡南部町成島、福土、楮根		74	19	93
	大岩山	北杜市白州町大武川		241		241
	大平	北杜市白州町上教来石		15		15
	清水谷	北杜市白州町上教来石		22		22
景観保存地区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165		165
	小樽山	山梨市牧丘町北原		13		13
	大滝不動尊	甲州市勝沼町菱山			40	40
	竜門峡	甲州市大和町初鹿野、田野、木賊		18	48	66
	戸川溪谷	南巨摩郡富士川町小室、平林		28	2	30
	雨畑湖	南巨摩郡早川町雨畑		46	170	216
	保川溪谷	南巨摩郡早川町保		9	61	70
	早川溪谷	南巨摩郡早川町湯島、新倉		18	53	71
	福士川溪谷	南巨摩郡南部町福土			44	44
	観音峠・茅ヶ岳	甲斐市上芦沢、北杜市須玉町江草、金ヶ岳		401		401
	紅葉橋	北杜市須玉町江草、比志		47	3	50
	八ヶ岳川俣	北杜市大泉町西井出		132		132
歴史景観保全地区	塩の山	甲州市塩山上於曾			34	34
	岩殿山	大月市賑岡町強瀬、畑倉		48	1	49
	白山城	韮崎市神山町鍋山			12	12

歴史景観保全地区	山梨岡	笛吹市春日居町鎮目			16	16
	谷戸城	北杜市大泉町谷戸			6	6
世界遺産景観保全地区	富士山北麓	富士吉田市、南都留郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町の各一部		2,937	10,138	13,075
自然活用地区	乙女高原	山梨市牧丘町北原		91		91

3 自然記念物(みどり自然課)

自然記念物一覧表

令和2年3月

区分	名称	市町村	所有区分 (ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
植物	新屋山神社の社そう	富士吉田市			0.52	0.52
	三窪のレンゲツツジ及び生育地	甲州市		29.67		29.67
	竹森のザゼンソウ	甲州市			1.11	1.11
	嵯峨塩のオオバボダイジュ、モイワボダイジュ、ハルニレ及び生育地	甲州市		0.73		0.73
	三ッ峠山の特殊植物	都留市、西桂町、富士河口湖町		794.67	57.86	852.53
	川棚のアラカシ林	都留市			0.14	0.14
	宝鏡寺のヤマブキノウ及び生育地	都留市			0.14	0.14
	苗敷山のモミ林	韮崎市			2.46	2.46
	滝戸山のアオギリ林	甲府市		1.65		1.65
	滝戸山のシラカン林	甲府市		0.65		0.65
	芦川のスズラン及び生育地	笛吹市			2.61	2.61
	畑熊のミスミノウ	市川三郷町			0.06	0.06
	氷室神社のスギ林	富士川町			1.6	1.6
	早川橋のモクゲンジ林	身延町			0.12	0.12
	七面山のゴヨウツツジ	早川町		8.12		8.12
	一宮賀茂神社のサカキ林	身延町			0.29	0.29

	佐野の暖帯林	南部町			0.06	0.06
	田蔵院のカギガタア オイ及びリンボク	南部町			0.11	0.11
	西市森の暖帯林	南部町			0.05	0.05
	富士川のサツキ及び シラン	南部町	0.72			0.72
	金沢山のハシドイ林	北杜市		4.91		4.91
	木賊平のエゾリンドウ	北杜市		0.41		0.41
	石尊神社のアカマツ 並木	北杜市			0.55	0.55
	大室のカワノリ	道志村	350m*1			350m
	石合のカタヒバ	南部町			0.2	0.2
	古城山のシイ及びウ ラジロ	南部町			0.3	0.3
	反木川上流のヨコグラ ノキ	身延町			0.0066	0.0066
	楡形山アヤメ平及び 裸山のアヤメ群落	南アルプス 市		11.33		11.33
動物	栃代川上流のハコネ サンショウウオ及び生 息地	身延町	1,170m*2			1,170m
	日野のオオムラサキ 及び生息地	北杜市		0.59		市有地 0.92 計 1.51
地質 鉱物	大島の灰長石	大月市			0.01	0.01
	牧丘の千貫岩	山梨市		0.07		0.07
	曾根丘陵の植物化石 及び珪藻化石	笛吹市			0.02	0.02
	日蔭山の枕状溶岩	甲府市		0.02		0.02
	小原島の貝化石	身延町			0.14	0.14
	上佐野の透輝石	南部町			0.03	0.03
	ホッチ峠のマンジュウ 石	甲斐市			0.02	0.02
	小袖の鍾乳洞	丹波山村			0.49	0.49

*1 公有土地水面

*2 河川川敷延長

資料4 温泉の状況

温泉の状況

令和2年3月現在

管 轄 林務環境 事務所名	市町村名	温泉地名	実源泉数	利用状況調査回答分										主たる泉質名
				源泉数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数					
					自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃以上 42℃未満	42℃以上	水蒸気 及びガス		
中北	甲府市	湯村	14	13	0	11	1	1	1	9	5	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉	
	甲府市		86	75	19	30	21	5	19	42	16	0	単純温泉	
	南アルプス市		11	10	1	8	1	0	2	7	2	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉	
	甲斐市		19	16	3	10	3	0	2	12	3	0	ナトリウム-塩化物泉	
	中央市		10	9	4	2	3	0	1	7	2	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉	
	昭和町		10	10	1	5	2	2	2	2	6	0	単純温泉	
	葦崎市		12	12	4	5	2	1	2	8	2	0	ナトリウム塩化物泉	
	北社市	増富ラジウム	14	12	8	1	3	0	8	4	0	0	含放射能二酸化炭素ナトリウム塩化物	
北社市		28	23	3	12	8	0	9	8	6	0	ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉		
峡東	山梨市		28	25	5	14	3	3	5	17	3	0	単純温泉	
	笛吹市	春日居	13	8	2	3	3	0	2	4	2	0	単純温泉	
	笛吹市	石和	24	19	9	3	7	0	2	11	6	0	単純温泉	
	笛吹市		35	31	8	10	11	2	8	19	4	0	単純温泉	
	甲州市	塩山	3	2	0	1	1	0	2	0	0	0	硫化水素泉	
	甲州市		11	10	3	6	1	0	2	5	3	0	アルカリ性単純温泉	
峡南	市川三郷町		2	2	0	2	0	0	0	1	1	0	アルカリ性単純温泉	
	富士川町		6	5	3	1	1	0	3	2	0	0	ナトリウム-塩化物泉	
	早川町		16	16	8	6	2	0	6	7	3	0	単純硫黄冷鉱泉	
	身延町	下部	13	10	6	3	1	0	1	8	1	0	単純温泉	
	身延町		8	8	2	1	5	0	7	1	0	0	硫化水素泉	
	南部町		7	6	2	2	1	1	2	4	1	0	アルカリ性単純温泉	
富士・ 東部	都留市		2	2	1	1	0	0	0	2	0	0	アルカリ性単純温泉	
	大月市		2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	単純硫黄泉	
	上野原市		2	2	0	1	1	0	2	0	0	0	ナトリウム-塩化物泉	
	道志村		3	3	0	2	0	1	2	1	0	0	ナトリウム・カルシウム-硫酸塩泉	
	小菅村		3	3	0	3	0	0	0	3	0	0	カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉	
	丹波山村		3	3	1	1	0	1	1	2	0	0	アルカリ性単純温泉	
	富士吉田市		3	3	1	2	0	0	0	3	0	0	単純硫黄泉	
	西桂町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	忍野村		2	2	0	0	1	1	0	2	0	0	単純温泉	
	山中湖村		6	6	0	5	1	0	1	5	0	0	単純温泉	
	鳴沢村		1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉	
	富士河口湖町	河口湖	5	5	0	3	1	1	2	3	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉	
	富士河口湖町		5	5	0	4	0	1	1	4	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉	
合計	27	7	407	359	94	160	85	20	96	205	66	0		

資料5 生活排水クリーン処理率

生活排水処理施設整備の実施状況

(令和2年3月31日現在)

市町村名	総人口 (A)	衛生処理 人口 (B)	生活排水処理施設				生活排 クリーン 処理率 (B/A%)
			下水道	農業集落 排水処理 施設	合併処理 浄化槽	コミュニティ プラント	
甲府市	187,151	184,972	181,248	235	3,489	0	98.8%
富士吉田市	48,382	33,910	20,247	0	13,663	0	70.1%
都留市	29,861	15,738	8,416	0	7,322	0	52.7%
山梨市	34,376	24,228	19,340	0	4,888	0	70.5%
大月市	23,530	10,908	4,210	0	6,698	0	46.4%
韮崎市	29,123	25,564	19,101	0	6,463	0	87.8%
南アルプス市	71,417	52,722	35,639	231	16,438	414	73.8%
北杜市	46,484	45,427	29,380	10,954	5,093	0	97.7%
甲斐市	75,582	66,639	57,784	86	7,673	1,096	88.2%
笛吹市	68,924	56,227	42,135	323	13,769	0	81.6%
上野原市	22,818	15,052	11,175	0	3,877	0	66.0%
甲州市	31,015	21,639	17,439	0	4,200	0	69.8%
中央市	31,006	29,920	19,951	3,187	3,351	3,431	96.5%
市川三郷町	15,607	15,216	13,594	102	1,520	0	97.5%
早川町	1,022	557	51	55	451	0	54.5%
身延町	11,314	9,195	5,648	70	3,477	0	81.3%
南部町	7,569	7,274	0	0	7,274	0	96.1%
富士川町	14,864	12,387	11,704	67	616	0	83.3%
昭和町	20,451	18,941	17,647	0	1,294	0	92.6%
道志村	1,652	1,296	0	0	1,296	0	78.5%
西桂町	4,241	3,119	2,445	0	674	0	73.5%
忍野村	9,610	6,079	5,242	0	837	0	63.3%
山中湖村	5,792	4,543	3,624	0	919	0	78.4%
鳴沢村	3,135	1,843	0	0	1,843	0	58.8%
富士河口湖町	26,588	25,011	20,514	0	4,382	115	94.1%
小菅村	715	715	667	48	0	0	100.0%
丹波山村	540	540	525	0	15	0	100.0%
合計	822,769	689,662	547,726	15,358	121,522	5,056	83.8%

※ 総人口：住民基本台帳人口から引用。

資料6 環境関係表彰受賞者

1 令和元年度環境保全功労者等の表彰(環境大臣表彰 令和元年6月)

(1)受賞者

＜地域環境保全功労者＞

特定非営利活動法人甲斐駒清流懇話会(北杜市)

株式会社オギノ(甲府市)

＜地域環境美化功績者＞

上野原をきれいにしよう会(上野原市)

笛吹市立富士見小学校(笛吹市)

(2)功績概要

＜地域環境保全功労者＞

・特定非営利活動法人甲斐駒清流懇話会(北杜市)

20年間に渡り、釜無川上流域の水害の歴史を語り継ぎ、地域の水防意識を高めるとともに、溪流環境の保全、川の恩恵の普及啓発を図り、地域活性化に大きく貢献した。

・株式会社オギノ(甲府市)

平成19年より荒川ダム周辺の山林1.7haへの植林及び下草刈りを実施するとともに、平成26年より富士山3合目付近での植林や鹿食害防止ガード等の設置を行うなど環境保全に大きく貢献している。

＜地域環境美化功績者＞

・上野原をきれいにしよう会(上野原市)

主に市内の駅周辺、河川敷、風致地区などの景観がきれいな場所の草刈り、不法投棄の収集のみならず、表示看板の設置、植樹を行い、清掃による環境美化活動に大きく貢献している。

・笛吹市立富士見小学校(笛吹市)

環境保全、資源の有効利用の大切さを学ぶとともに、児童・教職員が一体となって環境美化活動等を長年にわたり実践している。

2 令和元年度山梨県環境保全功績者表彰(知事表彰 令和元年6月)

(1)受賞者 団体:開地地域協働のまちづくり推進会(都留市)

団体:禾生地域協働のまちづくり推進会(都留市)

団体:富士川町立増穂南小学校(富士川町)

団体:山中湖村立山中湖中学校(山中湖村)

(2)受賞理由 多年にわたり、地域の環境保全活動に尽力するとともに環境保全思想の普及・啓発に努め、地域の模範となっている。

3 令和元年度「ふれあいの森林づくり」(国土緑化推進機構理事長賞 令和元年8月)

(1)受賞者

甲州市

(2)功績概要

同市は、約100haの荒廃森林の整備を進めるため、市民・学識経験者・県行政機関・林業事業者・その他関係団体・企業等とともに2009年7月に「甲州市里山創造推進協議会」を発足し、市民に喜ばれる里山づくりを目的に活動している。

当該地を整備するに当たり、市住民が森林に親しみ森林整備の大切さを理解してもらうため、CSR活動に積極的なオルビス(株)、(財)オイスカ、甲州里山創造推進協議会と森林整備協定を締結した。

森林は『甲州・オルビスの森』と名付けられ、社員やその家族が森林整備に参加することで、都市の活力を山村に導入し、国民が一体となって森林守り育て次の世代に緑を伝えていく活動が行われている。

4 令和元年度全国育樹活動コンクール(林野庁長官賞 令和元年8月)

(1)受賞者

北富士林業研究会

(2)功績概要

同会は、地球温暖化など環境問題が顕在化し、森林や林業への関心が高まる中、林業従事者と一般県民との交流の必要性を感じ、森林や林業への関心をもったペンション経営者や建築業者といった様々な業種の会員も受け入れ、林業の普及活動に取り組んでおり、地域や県外の小・中学生、社会人まで幅広い世代を対象に森林・林業体験活動の技術指導、普及活動を長年にわたり実施している。

林業体験活動の指導の中で、健全な森を維持することの意義や施業方法について講話も行うことで、地域の児童、生徒の森林や育樹に対する理解を深め、地域の育樹活動の普及に貢献している。

5 令和元年度全国学校関係緑化コンクール

(学校林等活動の部 国土緑化推進機構理事長賞 令和2年3月)

(1)受賞者

早川町立早川中学校

(2)功績概要

同校は、生徒が森林と人とのかかわりについて理解を深めるとともに、郷土を愛し地域の自然に親しむ気持ち、社会に貢献しようとする公共心を育むことを目的に、平成18年から学校林において森林整備を行っている。

全校生徒20名がヒノキの伐採、丸太の運び出しを体験する。運び出した丸太は町有林から生産された木材とともに製材され、積み木に加工される。学校林から産まれた木材を利用した積み木は、品川区の児童館等の施設に寄贈され、品川区の児童らに親しまれている。

森林整備を通じて、生徒たちは森林の役割や林業について学びことで顕著な教育効果をあげている。

6 令和元年度緑化功労者(国土緑化推進機構理事長賞 令和2年3月)

(1)受賞者

河野 東

(2)功績概要

氏は46年の長きにわたり、造林事業に従事し、造林事業および収穫事業の重要性を認識し、造林技術、素材生産技術の習得に努めてきた。

氏が担当している大月市笹子町は急峻な地形で豪雨により多くの災害が発生する地域であったが、年の経験により培った植栽や間伐を行うことで優良造林地を造成するなど、森林の持つ公益的機能を十分に発揮できる森林の形成に貢献した。

また、氏は、間伐材の需要を拡大に取り組み、民間企業として県内初となるFSC森林管理認証(COC認証)を取得し、FSC認証材(山梨県有林材)を利用した割り箸を商品化するなど、環境に配慮した適正な森林管理を証明するFSC認証材の販売により、山梨県有林材の付加価値を高め、イメージアップに貢献した。

さらに、氏は富士・東部地区で多発していた林業の労働災害に対し、同地区の造林業を営む経営者や現場担当者らの先頭に立ち「安全対策委員会」を立ち上げ、その初代委員長に就任し、事故の発生原因やその防止策をより実践的に検討するため、現場で伐倒技術について議論するなど、参加者が自主的に安全について考え、技術を習得できる活動を行っている。

7 令和2年度さくら功労者(令和2年3月)

(1)受賞者

石和町山岸区・松本区・駅前区・山崎区

(2)功績概要

地域住民が大蔵経寺山の更なる発展を願い、計画的に毎年桜の植樹、保護及び育成管理に取り組んでいる。

植栽した桜の数は合計約900本におよび、植栽の際は、シカの食害から苗木に保護するために苗木をネットで囲い、それに加え、活動場所の外周にも200mほど防除柵を設置している。年間を通じて育成活動を行っている。また、有志で集まり活動している住民もおり、桜の育成に大変力を入れている。

同地区住民の活動箇所は、石和温泉駅北側に位置しているため、春になると駅に設置してある足湯から桜を望むことができ、市内外の人々に楽しまれている。

(受賞者の氏名は敬称略で記載しています)

資料7 令和元年度環境年表

年月日	事 項
H31.4.1	山梨市内に水道施設を利用した峡東水道第一発電所(100kW)、峡東水道第二発電所(35kW)が完成、運用を開始した。年間目標電力量は、2発電所を合わせて620,000kWh、約450tのCO ₂ 抑制効果が見込まれる。
R1.6.8	やまなし環境月間(5月30日～6月30日)に、県、市町村、企業等の各主体による多くの環境関連行事が実施された。5月30日は甲府駅南口でゴミ減量・リサイクルキャンペーン、6月8日には「環境の日」記念行事として、「環境フォーラムinやまなし」を開催し、基調講演や山梨県環境保全功績者表彰を行った。
R1.6.19	パリで開催された人間と生物圏計画国際調整理事会において審議が行われ、甲武信ユネスコエコパークの登録が決定した。
R1.7.1	エコ活動を実践する「やまなしエコライフ県民運動」とスマートな省エネに取り組む「やまなし省エネ県民運動」を統合し、県民一人ひとりが、地球温暖化対策に資する、日常生活の中で身近にできる省エネの取り組みやエコ活動を賢く選択して実践する「やまなしクールチョイス県民運動」をスタートした。
R2.3.27	本県の美しい山々や豊かな森林、健全な水循環を将来にわたって守っていくため、流域圏によるプラスチックごみ等の発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進する「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画(山梨県海岸漂着物等対策推進地域計画)」を策定した。

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもつばら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再使用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- ⑧ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等(以下「特定調達品目」という。)の種類、判断の基準、調達の目標等を、毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

5 調達手続き

- 1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

また、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年2月2日閣議決定)」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、下記の第三者機関や業界団体等が運用している環境ラベル制度による製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

環 境 ラ ベ ル 等	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク((公財)日本環境協会) ・グリーンマーク((一社)日本オフィス家具協会) ・国際エネルギースタープログラム(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・省エネラベリング制度(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・統一省エネラベル(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・PETボトルリサイクル推奨マーク(PETボトルリサイクル推進協議会) ・エコ・ユニフォームマーク(日本被服工業組合連合会) ・フレームマーク(全日本ベッド工業会) ・衛生マットレス(全日本ベッド工業会) ・モバイル・リサイクル・ネットワーク((一社)電気通信事業者協会) ・自動車の燃費性能の評価及び公表(国土交通省) ・低排出ガス車認定(国土交通省) ・低燃費タイヤ統一マーク((一社)日本自動車タイヤ協会)
----------------------------	--

- 2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。
- 3) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

- 1) 購入の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。
 なお、実績取りまとめの方法は、年度当初に前年度の実績を集計するものとする。
- 2) 国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

令和元年度特定調達品目一覧

分野	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
①紙類				
(9)	情報用紙		当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	コピー用紙	製品に表示(または証明)される総合評価値が80以上であること。 ＜古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、白化度及び坪量を算定式※1により総合的に評価＞		
	フォーム印刷	古紙パルプ配合率70%以上かつ白化度70%程度以下。 塗工量が両面で12g/㎡以下。		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率70%以上。 塗工量が両面で20g/㎡以下、片面12g/㎡以下。		
	印刷用紙			
	1色刷り(非塗工紙)	総合評価値80以上。 ＜古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、白化度を算定式※2により総合的に評価＞ 【古紙パルプ配合率100%かつ白化度70%程度以下・古紙パルプ配合率70%かつ間伐材パルプ30%配合等が適用。】		
	多色刷り(塗工紙)	総合評価値80以上。 ＜古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、塗工量を算定式※2により総合的に評価＞ (ただし当面は、できるだけ判断基準に近いものを購入するものとする。)		
	封筒(クラフト)	古紙パルプ配合率40%以上。		
	窓あき封筒	・古紙パルプ配合率40%以上。(窓部分に紙を使用している場合、窓部分には不適用。) ・窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。		
	衛生用紙			
	トイレトペーパー	古紙パルプ配合率100%。		
	ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率100%。		
②納入印刷物				
(1)	納入印刷物の仕様 (報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷物を対象とする)	・①紙類の印刷用紙及び情報用紙に係る判断の基準を満たす用紙を使用すること。(ただし、冊子形状のものについては表紙は除く。) ☆非塗工紙…総合評価値80以上。 ☆塗工紙…総合評価値80以上。 (ただし当面は、できるだけ判断基準に近いものを購入するものとする。) ・植物由来の油を使用したインキを使用すること。(植物油インキ、大豆油インキなど。)	当該年度に発注する印刷物の発注総額(金額)に占める基準を満たす用紙を使用した発注額の割合とする。	100%
③文具類				
(77)	文具共通	【主要材料がプラスチックの場合】 ・再生プラスチックが、プラスチック重量の40%以上。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の20%以上。 【主要材料が木の場合】 ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材。 【主要材料が紙の場合】 ・古紙パルプ配合率50%以上。 ・バージンパルプの合法性の担保 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。		
	シャープペンシル		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	シャープペンシル替芯			
	ボールペン			
	マーキングペン			
	サインペン			
	鉛筆			
	定規			
	トレー			
	連射式クリップ(本体)	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)		
	ファイル	主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上。又は、間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合。		
	バインダー	樹脂製とじ具で廃棄時に分別可能。		
	クリヤーホルダー	文具類共通の判断基準を満たすこと。又は、植物を原料とするプラスチックを使用。		
	クリヤーブック			
	カードケース			
	綴込表紙	芯材が古紙パルプ配合率70%以上。		
	工事用アルバム(台紙を含む)	表紙が古紙パルプ配合率50%以上。		
	用箋挟	芯材が古紙パルプ配合率70%以上。又は、廃棄時に分別可能。		
	インデックス	主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
	OHPフィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生プラスチック配合率30%以上。 ・植物を原料とするプラスチック使用。		

修正液	[判断の基準は容器に適用]
修正テープ	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。) 消耗品が交換できること。
消しゴム	[判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用]
付箋紙	主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上。(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂アミネート加工がされていないこと。)
ノート	・古紙パルプ配合率70%以上。 ・塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/m ² であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ・塗工されていないものにあつては、白色度が70%以下であること。
メモ帳	古紙パルプ配合率70%以上。
ステープラー(汎用型)	[汎用型とは10号針使用のハンディタイプ] 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチック配合率70%以上。
ステープラー(汎用型以外)	
のり(固形)(補充用を含む)	[判断の基準は容器・ケースに適用] 消耗品が交換できること。
のり(液体)(補充用を含む)	[判断の基準は容器に適用] 内容物が補充できること。
のり(テープ)	[判断の基準は容器・ケースに適用] 消耗品が交換できること。
カッターナイフ	
はさみ	廃棄時に分別可能。
マグネット(玉・バー)	
スタンプ台	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)
朱肉	インク又は液が補充できること。
つづりひも	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上。 ・主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)
ペーパーパッチ	可溶性粘着材使用、または、再生処理可能。
マチ付封筒	古紙パルプ配合率40%以上。
テープカッター	
パンチ	
レターケース	
ブックスタンド	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)
鉛筆削(手動)	
OAクリーナー(ウェットタイプ)	[判断の基準は容器に適用] 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。) 内容物が補充できること。
OAクリーナー(液タイプ)	[判断の基準は容器に適用] 内容物が補充できること。
マウスパット	
ごみ箱	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)
ガムテープ(クラフト)	テープ基材、古紙パルプ配合率40%以上。
ガムテープ(布)	テープ基材(ラミネート層を除く。)、再生プラスチック配合率40%以上。
回転ゴム印	
ステープラー針リムーバー	
ペンスタンド	
クリップケース	
紙めくりクリーム	[判断の基準は容器に適用]
OAフィルター(枠あり)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・文具類共通の判断基準を満たすこと。 ・枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
カットティングマット	
デスクマット	
絵筆	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)
タックラベル	主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上。(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂アミネート加工がされていないこと。)
黒板拭き	
ホワイトボード用レーザー	
額縁	
缶・ボトルつぶし機(手動)	
名札(衣服取付・首下げ型)	
丸歯式紙裁断機	
両面粘着紙テープ	テープ基材、古紙パルプ配合率40%以上。

製本テープ	[判断の基準はテープ基材に適用]		
メディアケース (CD、DVD、BD用)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)それ以外の場合は、文具類共通の判断基準を満たすこと。 ・CD及びDVD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ・植物を原料とするプラスチック使用。		
ファイリング用品			
ゴム印			
付箋フィルム	(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用。)		
OAクリーナー(エアータイプ)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律で定められるフロン類(以下「フロン類」とする)が使用されていないこと、ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについて適切な記載がなされていること。		
印箱			
鍵かけ			
チョーク	再生材料が10%以上使用されていること。		
グランド用白線	再生材料が70%以上使用されていること。		
梱包用バンド	・主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率100%以上。 ・主要材料がプラスチックの場合、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。		
④オフィス家具等			
(11)			
オフィス家具共通	・修理や部品交換が容易である等、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易である等部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 ・保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とする。		
いす		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
机	【主要材料がプラスチックの場合】 ・再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上又は植物を原料とするプラスチックが25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。		
棚	【主要材料が木材の場合】 ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材。 ・ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/nf以下。		
収納用什器(棚以外)	【主要材料が紙の場合】 ・古紙パルプ配合率50%以上。 ・バージンパルプの合法性の担保。		
ローバーティション	【大部分の材料が金属類(95%以上)の棚・収納用什器】 ・棚板の機能重量が0.1以下。 ・単一素材分解可能率が90%以上。		
掲示板			
黒板			
ホワイトボード			
傘立て			
コートハンガー			
ベッドフレーム	・主要原料がプラスチックの場合…再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上。 ・主要原料が木材の場合…間伐材、端材等の再生資源又は合法材。ホルムアルデヒドの放散速度が0.002mg/nf以下。 ・主要原料が紙の場合…古紙パルプ配合率50%以上。バージンパルプの合法性の担保。		
⑤画像機器等			
(7)			
画像機器等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
コピー機 (コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機)	・総合評価値80以上の用紙に対応可能。 ・新造機…国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)。特定の化学物質の使用制限。再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用。 ・再生型機・部品リユース型機…国際エネルギースタープログラム適合。(旧基準) ・使用済み製品の回収及び部品の再使用または材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、改修機機器の再使用または再生利用できない部分については、減量化等が行われたうえで、適正処理され、単純埋立されないこと。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
プリンタ	・国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)。 ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと		
ファクシミリ	・国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)。 ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと		
スキャナ			
トナーカートリッジ	・使用済カートリッジの回収システム。 ・回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率がトナーカートリッジは50%以上、インクカートリッジは25%以上。 ・回収部品の再資源化率が95%以上。		
インクカートリッジ	・回収部品のうち、再利用できない部分は適正処理され、単純埋立されないこと。 ・トナー又はインクの化学安全性が確認されている。(エコマーク認定品) ・特定調達物品の使用が可能であること。 ・感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその他の化合物を含まないこと。(トナーのみ)		
プロジェクタ (5,000lm未満のプロジェクタ)	・製品本体の重量が次の算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 製品本体重量の基準(kg)= $0.0012 \times \Phi \times \alpha \times \beta$ Φ :有効光束(lm) α :超短焦点プロジェクタの場合は1.5、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0 β :固体光源の場合は2.0それ以外の場合は1.0 ・消費電力が次の算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 消費電力の基準(W)= $0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$ Φ :有効光束(lm) α :超短焦点プロジェクタの場合は1.2、短焦点プロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0 β :固体光源の場合は1.5、それ以外の場合は1.0 ・待機時消費電力が0.5w以下であること。(2020年度までの経過措置) ・水銀ランプの使用に関する情報提供及び回収の仕組みがあること。 ・保守部品、消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上であること。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		

⑥電子計算機等				
(4)	電子計算機等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	電子計算機(パソコン)	・エネルギー消費効率が、ア又はイのいずれかを満たすこと。 【サーバ型電子計算機】 ア、省エネ法に基づくエネルギー基準達成率が180%以上(専用CISCは100%であること。)イ、国際エネルギースタープログラム(Ver.6.0以上)の基準を満たすこと。 【クライアント型電子計算機】 ア、省エネ法に基づくエネルギー基準達成率が200%以上であること。イ、国際エネルギースタープログラム(Ver.6.0以上)の基準を満たすこと。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	磁気ディスク装置	・省エネ法トップランナー基準達成。		
	ディスプレイ	・国際エネルギースタープログラム適合(Ver7.0)。 ・動作開始時に自動的に使用可能状態になること。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	記録用メディア (CD-R,CD-RW,DVD±R, DVD±RW,DVD-RAM,BD)	[判断の基準はケースに適用] 次のいずれかを満たすこと。 ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ・スリムタイプケース又はスピンドルタイプ。 ・植物由来のプラスチック使用。 ・紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。バージンパルプの合法性の担保		
⑦オフィス機器等				
(5)	オフィス機器等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	シュレッダー	・待機電力の基準を満たすこと。 ・低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること		
	デジタル印刷機	・エネルギー消費効率の基準を満たすこと。(エコマーク認定品)		
	電子式卓上計算機	・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの。(エコマーク認定品) ・再生プラスチック配合率40%以上。		
	掛時計 (講堂等で使用の大型は除く)	次のいずれかを満たすこと。 ・太陽電池式、(蓄電機能付きで一次電池不要) ・一次電池が5年以上使用可能。(エコマーク認定品)		
	一次電池又は小形充電式電池(単1形～単4形)	・一次電池はアルカリ相当以上のもの。(マンガン電池でないもの) ・小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等。		
⑧移動電話				
(3)	携帯電話	・次のいずれかを満たしていること。 ・搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) ・アプリケーションのバージョンアップが可能。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	PHS	・環境配慮設計がなされていること。 ・回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。 ・再使用できない部分は、適正処理されるシステムがあること。		
	スマートフォン	・バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有※)があること。 ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ※スマートフォンについては、当面の間、消耗品等の保有期間を3年以上で可とする。		
⑨家電製品				
(6)	家電製品共通	・資源有効利用促進法の判断基準をふまえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	電気冷蔵庫等 (電気冷蔵庫・電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫)	・統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上(電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫については省エネ基準達成率86%以上、電気冷凍庫については省エネ基準達成率90%以上) ・冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	エアコンディショナー	家庭用エアコンの場合 ・統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上。 業務用エアコンの場合 ・エネルギー消費効率が基本方針のエアコンディショナーの表3に示される区分ごとの数値の88%以上。 ・冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ・特定の化学物質の含有基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	電気便座	・エネルギー消費効率が基本方針の電気便座の表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。		
	ストーブ(ガス又は灯油燃料)	・省エネ法トップランナー基準達成。		
	テレビジョン受信機	・統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上。(省エネ基準達成率198%以上) ・39V型以下のものは「☆☆☆☆」(省エネ基準達成率149%以上)でも可(平成31年度1年間の経過措置)。 ・リモコン待機時消費電力が0.5W以下であること。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	電子レンジ(単体)	・省エネ法トップランナー基準達成。 ・待機時消費電力が0.05W未満であること ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		

⑩ 温水器等			
(4)	温水器等共通	<ul style="list-style-type: none"> ・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 	
	電気給湯器	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法トップランナー基準達成。 ・冷媒にフロン類が使用されていないこと。 ・業務用は年間加熱効率が3.20以上。 	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。
	ガス温水機器		
	石油温水機器		
	ガス調理機器	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法トップランナー基準達成。 	
⑪ 照明			
(4)	LED照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。 固有エネルギー消費効率: 昼光色(D)・昼白色(N)・白色(W)120lm/W以上。 温白色(WW)・電球色(L) 85lm/W以上。 平均演色評価数Raが80以上。 ・投光器である場合は、次の要件を満たすこと。 固有エネルギー消費効率: 昼光色(D)・昼白色(N)・白色(W)105lm/W以上。 温白色(WW)・電球色(L) 90lm/W以上。 平均演色評価数Raが70以上。 ・防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 固有エネルギー消費効率: 昼光色(D)・昼白色(N)・白色(W)80lm/W以上。 平均演色評価数Raが70以上。 ・LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。
	LEDを光源とした内照式表示灯	<ul style="list-style-type: none"> ・定格寿命30,000時間以上。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下。 	
	蛍光灯(大きさの区分40型直管蛍光灯)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・HFである場合は、以下を満たす。 エネルギー消費効率100lm/W以上。演色性は平均演色評価数Raが80以上。管径は25.5(±1.2)mm以下。水銀封入量は製品平均5mg以下。定格寿命は10,000時間以上。 ・ラピッドスタート形又はスタータ形の場合は、以下を満たす。 エネルギー消費効率85lm/W以上。演色性は平均演色評価数Raが80以上。管径は32.5(±1.5)mm以下。水銀封入量は製品平均5mg以下。定格寿命は10,000時間以上。 	
	電球形状ランプ	<ul style="list-style-type: none"> ・電球形LEDランプである場合は、次の要件を満たすこと。 ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、ランプ効率: 昼光色(D)・昼白色(N)・白色(W)110lm/W以上。温白色(WW)・電球色(L) 98.6lm/W以上。 上記以外の場合は次の要件を満たすこと。ランプ効率: 昼光色(D)・昼白色(N)・白色(W)80lm/W以上。温白色(WW)・電球色(L) 70lm/W以上。 ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプの場合はランプ効率が50lm/W以上 平均演色評価数Raが70以上 定格寿命が40,000時間以上。ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプは30,000時間以上。 ・電球形蛍光灯である場合は、次の要件を満たすこと。 エネルギー消費効率が基本方針の電球形状ランプの表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 水銀封入量が4mg以下であること。 定格寿命が6,000時間以上であること。 	
⑫ 消火器			
(1)	粉末(ABC)消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・消火薬剤に、再生薬剤が40%以上使用されていること。 ・廃消火器の回収システムがあること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。
⑬ 制服・作業服等			
(4)	制服	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。(裏生地を除く) ※ポリエステルが裏生地を除く繊維部分が50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 調達を実施するもののうち、警察活動等業務に支障がないと認められる品目とする。
	作業服	<ul style="list-style-type: none"> ・故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ・植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ・植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上、かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルのためのシステムがあること。 	
	帽子	<ul style="list-style-type: none"> ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ・植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ・植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上、かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルのためのシステムがあること。 	
	靴	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが甲材の繊維部分全体重量比に占めるポリエステル繊維が50%未満の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ・再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上利用されていること。 ・植物を原料とする合成繊維が甲材繊維重量比25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上であること。 	

⑭ インテリア・寝装			
(7)	インテリア・寝装共通	<ul style="list-style-type: none"> 再生PET樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比。(ランナー、フック、ファスナー等の付属品の重量は除く。) 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	
	カーテン	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。
	カーペット	<ul style="list-style-type: none"> 未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上。 	
	毛布	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再使用した詰物が80%以上。(ふとんのみに適用) 再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 	
	ふとん	<ul style="list-style-type: none"> 再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 	
	マットレス	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを満たすこと。 詰物の再生PET樹脂配合率25%以上。 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 フールトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維。 ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下。 ウレタンフォーム発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 	
	布製ブラインド	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 	
	金属製ブラインド	<ul style="list-style-type: none"> 日射反射率が次のいずれかの要件を満たすこと 明度L*値が70.0以下の場合40.0% 明度L*値が70.0超80.0以下の場合50.0% 明度L*値が80.0超の場合60.0% 	
⑮ 作業用手袋			
(1)	作業手袋	<p>主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が製品全体重量比で50%以上使用されていること。 ポストコンシューマ材料からなる繊維が製品全体重量比で50%以上使用されていること。 未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 植物を原料とする合成繊維であって(環境負荷低減効果が確認されたものに限る)が製品全体重量比25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。
⑯ その他繊維製品			
(7)	その他繊維共通	<ul style="list-style-type: none"> 再生PET樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比。(ボール、ファスナー、金属部品等の付属品の重量は除く。) 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	
	集会用テント	<p>ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上使用されていること。 再生PET樹脂配合率が繊維部分全体重量比で10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上あること。 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上あること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。
	ブルーシート	<ul style="list-style-type: none"> 再生ポリエチレンが50%以上。 	

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

	防球ネット	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ・再生ポリエチレンが50%以上。 ・植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。		
	旗	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上。		
	のぼり	・再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ・故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。		
	幕(横断幕、懸垂幕)	・植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ・植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上、かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルのためのシステムがあること。		
	モップ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・未利用繊維、リサイクル繊維、及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比25%以上。 ・製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		
⑪自動車				
(2)	行政事務用自動車	国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に準ずる	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	タイヤ	転がり抵抗係数が9.0以下であること。乗用車用自動車のノーマルタイヤに適用。		
⑫災害備蓄用品				
(10)	災害備蓄用品共通	・防災用に長期保管する目的で調達するものに限る。(職員用のみ) ・保存期限を勘案した備蓄、購入計画をもとに管理し、継続的に更新する仕組みを構築する。 ・製品及び外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。		
	ペットボトル飲料水		当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	アルファ化米	賞味期限が5年以上でなるべく長いもの。		
	乾パン			
	保存パン			
	レトルト食品			
	栄養調整食品	賞味期限3年以上でなるべく長いもの。		
	フリーズドライ食品			
	非常用携帯燃料	品質保証期限が5年以上でなるべく長いもの。		
	携帯発電機 (発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ・ガソリンエンジンを搭載する発電機はガス排気量が基準値以下であること。 ・ディーゼルエンジンを搭載する発電機はガス排気量が基準値以下であること。 ・騒音レベルが98デジベル以下であること。 ・連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあたっては1時間以上であること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	非常用携帯電源	・電気容量が100Wh以上 ・保証期間又は使用推奨期間が5年以上		

18分野163品

資料9 主な環境基準等

1 大気の汚染に係る環境基準等

(1) 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年、環境庁告示第25号)

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が ³ 0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2) 二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年、環境庁告示第38号)

①環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

②測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

(3) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準(平成9年 環境庁告示第4号、平成30年 環境省告示第100号)

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

(4) 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準(平成21年 環境省告示第33号)

①微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。

1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

②1の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる と認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

③1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

④微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年、環境庁告示第68号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水質の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成された場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 水質汚濁に係る環境基準等

(1)人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）のうち、人の健康の保護に関する環境基準は全ての公共用水域に一律に適用されるものであり、次のとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準 単位:mg/l

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ*	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01	ふっ素	0.8
PCB	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002	1,4-ジオキサソ	0.05

※基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(2)生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に係る環境基準は、指定されたその水域類型ごとに適用される。県内の県際水系（2県にまたがるもの）のうち富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については、昭和48年3月31日環境庁告示第21号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域（知事が類型指定する水域）については、昭和49年4月1日山梨県告示第153号（改正：平成7年3月30日山梨県告示第131号の4）によって水域類型の指定が行われた。（水生生物の保全に関する環境基準の設定と合わせ告示の全

改(平成23年3月24日山梨県告示第114号)を行ったが、水域類型の指定は従前どおり。)

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2 mg/ℓ以下	同上	同上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/ℓ以下	同上	5 mg/ℓ以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	同上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上8.5 以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級環境保全	同上	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	同上	—

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以下	同上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級工業用水1級農業用水及びCの欄に掲げるもの	同上	5 mg/ℓ以下	15 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
C	工業用水2級環境保全	6.0 以上8.5 以下	8 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ以上	—

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヒメマス等富栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 2級:サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

また、平成15年11月に水生生物の保全に係る環境基準が定められた。県内の県際水系(2県にまたがるもの)のうち、多摩川については平成18年6月30日環境省告示第93号、富士川及び相模川については平成21年11月30日環境省告示第80号によって水域類型の指定が行われ、その他の水域(知事が類型指定する水域)については、平成23年3月24日山梨県告示第114号によって水域類型の指定が行われた。

水生生物の保全に係る環境基準(河川) 単位:mg/L

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04

(3)水域別環境基準水域類型の指定について

○環境庁告示第27号(平成10年6月1日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(1)(和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く。)	AA	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

○環境庁告示第21号(昭和48年3月31日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川上流(1)(柄杓流川合流点より上流)	AA	イ
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ
富士川(1)(塩川合流点より上流)	AA	イ
富士川(2)(塩川合流点から笛吹川合流点まで)	A	イ
富士川(3)(笛吹川合流点から身延橋まで)	A	ハ
富士川(4)(身延橋より下流)	A	ロ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
(1)「イ」は、直ちに達成
(2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
(3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

○環境省告示第93号(平成18年6月30日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(拝島橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く。)	生物A	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

○環境省告示第80号(平成21年11月30日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川(1)(小沢頭首より上流に限る。)	生物A	イ
富士川上流(笛吹川合流地点より上流に限る。)	生物A	イ
富士川下流(笛吹川合流地点より下流に限る。)	生物B	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

○山梨県告示第114号(平成23年3月24日)

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	生物A	イ
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	生物B	イ
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	生物A	イ
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	生物B	イ
濁川(全域)	生物B	イ
鎌田川(笛吹川右岸に合流するものの全域)	生物B	イ
平等川(全域)	生物B	イ
重川(全域)	生物B	イ
日川(全域)	生物A	イ
滝沢川(全域)	生物B	イ
黒沢川(塩川に合流するものの全域)	生物B	イ
鶴川(全域)	生物A	イ
笹子川(全域)	生物A	イ
朝日川(全域)	生物A	イ
柄杓流川(全域)	生物A	イ
宮川(相模川に合流するものの全域)	生物B	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	A	イ
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	A	ハ
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	AA	イ
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	B	ハ
濁川(全域)	C	ハ
鎌田川(笛吹川右岸に合流するものの全域)	B	ハ
平等川(全域)	B	イ
重川(全域)	B	イ
日川(全域)	A	イ
滝沢川(全域)	B	イ
黒沢川(塩川に合流するものの全域)	C	ハ
鶴川(全域)	A	イ
笹子川(全域)	A	イ
朝日川(全域)	A	イ
柄杓流川(全域)	A	ハ
宮川(相模川に合流するものの全域)	B	ロ
山中湖(全域)	湖沼A	イ
河口湖(全域)	湖沼A	イ
西湖(全域)	湖沼A	イ
精進湖(全域)	湖沼A	イ
本栖湖(全域)	湖沼AA	イ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
 (1)「イ」は、直ちに達成
 (2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
 (3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、次のとおりである。

地下水の水質汚濁に係る環境基準 単位:mg/ℓ

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003	クロロエチレン	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01	ふっ素	0.8
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002	1,4-ジオキサン	0.05
四塩化炭素	0.002				

※基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(5) 山梨県生活環境の保全に関する条例第20条関係特別規制基準

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準に代えて、県内の特定事業場に適用するよりきびしい排水基準(上乘せ排水基準)を定めており、適用する項目と基準値は次のとおりである。

有害物質に係る排水基準(適用水域:全公共用水域)

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1ℓにつき0.1mg	検出されないこと。	1ℓにつき0.05mg	1ℓにつき0.05mg	新設にあつては、1ℓにつき1mg 既設にあつては、1ℓにつき5mg

備考

- 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が1リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあつては0.01ミリグラムを、有機燐化合物にあつては0.1ミリグラムをそれぞれ下回ることをいう。
- 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事をしているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事をしているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあつては、新設とする。)をいう。
- ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。

有害物質以外のものに係る排水基準

項目及び許容限度				生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ホルマリン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	
区分		適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(個/cm ³)	
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	20(15)	20(15)	50(30)							1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)							1,000	
	下水道終末処理施設を設置するもの	新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	5	1	1	1,000	
	畜産農業又はサービスマン業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)								
			市街化区域内の水域	7.5m ³ 以上	80(60)	80(60)	150(120)								
			上記以外の公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	140(110)	140(110)	180(140)								
		既設	全公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	160(120)	160(120)	200(150)								
			上記以外の公共用水域	50m ³ 以上	80(60)	80(60)	150(120)								
	旅館業	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10							1,000
		既設	自然公園区域内の水域	20m ³ 以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
			上記以外の公共用水域	20m ³ 以上 50m ³ 未満	100(85)	100(85)	140(110)	15							1,000
上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000	
	既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1	1,000	

※府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排出水についても適用する。

備考

- 別表第1の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。
- 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。
・山中湖 B 河口湖 C 西湖 D 精進湖 E 本栖湖
- 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。
- 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
- ()内の数値は、日間平均を示す。
- 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排出水について適用する。

4 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の指定基準、及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

項目	土壌汚染対策法の指定基準			土壌の汚染に係る環境基準 (mg/1% _土)
	区分	土壌含有基準 (mg/kg)	土壌溶出基準 (mg/1% _土)	
クロエチレン	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		0.002以下	0.002以下
四塩化炭素			0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン			0.1以下	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン			0.04以下	0.04以下
1,3-ジクロロプロペン			0.002以下	0.002以下
ジクロロメタン			0.02以下	0.02以下
テトラクロエチレン			0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	0.006以下
トリクロエチレン			0.03以下 ※1	0.03以下 ※1
ベンゼン			0.01以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物			重金属等 (第2種特定有害物質)	150以下 ※2
六価クロム化合物	250以下	0.05以下		0.05以下
シアン化合物	遊離シアンとして 50以下	検出されないこと		検出されないこと
水銀及びその化合物	15以下	0.0005以下		0.0005以下
うちアルキル水銀		検出されないこと		検出されないこと
セレン及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下
鉛及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下
砒素及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下、農用地(田)の土壌15mg/kg未満
ふっ素及びその化合物	4,000以下	0.8以下		0.8以下
ほう素及びその化合物	4,000以下	1以下		1以下
シマジン	農薬等 (第3種特定有害物質)		0.003以下	0.003以下
チウラム			0.006以下	0.006以下
チオベンカルブ*			0.02以下	0.02以下
PCB			検出されないこと	検出されないこと
有機りん化合物			検出されないこと	検出されないこと
銅				農用地(田)の土壌125mg/kg未満
1,4-ジオキサン				0.05以下

※1 令和3年4月1日から 0.01以下

※2 令和3年4月1日から 45以下

※3 令和3年4月1日から 0.003以下

5 騒音に係る環境基準等

①騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考:車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていて認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

○騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成7年県告示第368号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

市川三郷町、富士川町、身延町、昭和町及び富士河口湖町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

* 本県ではAA類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が告示をしている(地域の区分は県告示同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

②騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和52年県告示第66号)

区域区分	時間区分		
	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝、夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

注)1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)

2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(図面中、黄色に色分けした区域)

3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、赤色に色分けした区域)

4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、青色に色分けした区域)

※ 図面省略

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告示と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

③騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

(注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事(市の区域にあつては市長)が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。

2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

④騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号)

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 午前6時から午後 10時まで	夜 間 午後10時から翌日の 午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間	75デシベル	夜間	70デシベル
----	--------	----	--------

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

⑤自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事(市の区域にあつては市長)が定める区域(平成12年県告示第161号)

区 分	該 当 地 域
a区域	第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた 地域
c区域	第3種区域及び第4種区域

備考 1 第1種～第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年県告示第66号)において定める区域をいう。

2 第1種及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域を定めて告示をしている(地域の区分は県告示と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

⑥騒音規制法指定地域(25市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

6 振動に係る規制基準等

①振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和54年県告示第100号)

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域		65デシベル	60デシベル

注)1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)

2 第2種区域 住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(図面中、黄色または赤色に色分けした区域)

※ 図面省略

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

②振動規制法に基づく特定建設作業振動音に係る規制基準(振動規制法施行規則第11条)

特定建設作業の種類	振動の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	75デシベル

(注)1 振動規制法施行規則別表第一付表第1号の規定により知事(市の区域にあつては市長)が指定する区域は、図面の緑色又は黄色に色分けした区域、及び赤色に色分けした区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。

2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

③振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度(昭和54年県告示第102号)

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

備考 第1種区域～第2種区域とは、振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和54年県告示第100号)において定める区域をいう。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

④振動規制法指定地域(25市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

7 悪臭に係る規制基準等

①悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成16年県告示第496号)

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準を定める告示

ア 排出規制地域

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)を規制する地域を定める。

イ 規制基準

法第四条第二項第一号の規定による規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

規制基準	A区域	B区域	C区域
臭気指数	13	15	17

(注) 1 A区域 図面中において緑色に色分けした区域

2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域

3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域

※ 図面省略

ウ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

法第四条第二項第二号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。)第六条の二に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。

法第四条第二項第三号の規定による規制基準は、第一項の規制基準を基礎として、規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数とする。

なお、次に掲げる市の区域については、各市が区域と基準値を定めて告示をしている(地域の区分及び基準値は県告と同じ)。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

②悪臭防止法指定地域(24市町村)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、及び鳴沢村の一部

資料10 主な環境関係100選

1 名水百選(昭和60年選定 環境省)

忍野八海(湧水)	南都留郡忍野村
八ヶ岳南麓高原湧水群(湧水)	北杜市(選定当時:北巨摩郡長坂町・小淵沢町)
白州/尾白川(河川)	北杜市(選定当時:北巨摩郡白州町)

2 ふるさといきものの里100選(平成元年選定 環境省)

国蝶オオムラサキ観察遊歩道	北杜市(選定当時:北巨摩郡長坂町)
ホテルの里一色	南巨摩郡身延町(選定当時:西八代郡下部町)
小田川はたるの里	韮崎市

3 日本の滝百選(平成2年選定 日本の滝百選選定委員会:緑の地球防衛基金ほか)

七ツ釜五段の滝	山梨市(選定当時:東山梨郡三富村)
北精進ヶ滝	北杜市(選定当時:北巨摩郡武川村)
仙娥滝	甲府市

4 水源の森百選(平成7年選定 林野庁)

御岳昇仙峡水源の森	甲府市他
笛吹川水源の森	山梨市(選定当時:東山梨郡三富村)
小金沢水源の森	大月市
(東京水道水源林 横浜市有道志村水源かん養林)	甲州市(選定当時:塩山市)、丹波山村、小菅村 南都留郡道志村)

5 残したい“日本の音風景100選”(平成8年選定 環境省)

富士山麓・西湖畔の野鳥の森	南都留郡富士河口湖町(選定当時:南都留郡足和田村)
---------------	---------------------------

分類:鳥 西湖の周辺は、富士山の雄姿を間近に眺められ、野鳥が多い。野鳥の森公園ではヤマガラ、コガラ等、青木ヶ原の散策路ではホトトギス、ジュウイチ、ミンサザイ等の声を聞くことができる。

6 かおり風景100選(平成13年選定 環境省)

勝沼・一宮のぶどう畑とワイン	甲州市(選定当時:東山梨郡勝沼町)、笛吹市(選定当時:東八代郡一宮町)
----------------	-------------------------------------

(概要) 地域全域にブドウ畑が広がる。また、ワイナリーでは、醸造の際に、ブドウや樽のかおりが広がる。国内産ワインの生産高の多くに占める。JR勝沼ぶどう郷駅で降りると勝沼町から一宮町にかけてブドウ畑が広がり、山梨独特の風景である。

7 疎水百選(平成18年選定 農林水産省)

村山六ヶ村堰疏水	北杜市
差出堰	山梨市、笛吹市、甲府市

(疎水) 灌漑や舟運のために、新たに土地を切り開いて水路を設け、通水させるものをいう。百選は①農業・地域振興、②歴史・伝統・文化、③環境・景観(水質保全、生態系の豊かさ、農村景観の美しさ)、④地域コミュニティの形成の視点から選定された。

8 平成の名水百選(平成20年選定 環境省)

御岳昇仙峡(河川)	甲府市
十日市場 夏狩湧水群(湧水)	都留市
西沢溪谷(河川)	山梨市
金峰山、瑞牆山(河川)	北杜市

資料11 環境行政の推進体制

1 本県の環境行政推進組織の推移(森林環境総務課)

年月	本 庁	出 先 機 関
昭和40. 5	庁内連絡機関として公害対策連絡会議を設置。	
44. 4	厚生部公衆衛生課に公害係を設置。	
45. 4	厚生部に公害課を設置。 庶務企画係、公害第1係、公害第2係	衛生研究所に公害科を設置。
47. 4		甲府・吉田の保健所に環境整備係(公害担当)を設置。日下部・石和・身延・小笠原・韮崎・大月の保健所に公害担当職員を配置。
49. 4	組織変更により県民生活局公害課となる。	甲府保健所に公害係を設置。 吉田保健所に環境整備公害係を設置。 日下部・石和・身延・小笠原・韮崎・大月の保健所に環境衛生公害係を設置。
50. 4		衛生研究所を衛生公害研究所に名称変更し、公害第一科、公害第二科を設置。
55. 4	県民生活局自然保護課を統合し県民生活局環境公害課となる。	組織変更により保健所に衛生課を設置(係廃止による。)
59. 4		衛生公害研修所の公害第一課、公害第二課 環境科学課を統合し公害研究専門部を設置。
60. 4	地盤沈下に関する業務を含め、県民生活局環境保全課となる。	
平成 2. 4	県民生活局に廃棄物対策室を設置。	
3. 4	県民生活局に景観自然保護課を設置。	
4. 4	環境局を新設し、環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課及び景観自然保護課の4課体制となる。	
4.11	環境総務課環境科学研究所建設準備担当が、環境科学研究所機関設置準備室として、課内室となる。	
5. 4	環境科学研究所機関設置準備室が環境総務課から分かれ、4課1室体制となる。	地方振興事務所に環境生活担当を設置。
7. 4	廃棄物対策課を環境整備課に名称変更。	
9. 4	環境活動推進課を設置。 環境整備課に廃棄物資源化推進プロジェクトチームを設置。	環境科学研究所を設置。
10. 4	環境保全課を大気水質保全課に名称変更。	
11. 4	廃棄物等環境監視指導プロジェクトチームを設置。	
12. 4	環境局と林政部を統合し、森林環境部を設置。 景観自然保護課をみどり自然課に名称変更。環境担当課は森林環境総務課、環境活動推進課、大気水質保全課、環境整備課及びみどり自然課の5課体制となる。	
13. 4		出先機関について、県内5圏域の地域振興局に6林務環境部(環境課)を設置。
14. 4	森林環境総務課資源化担当が再資源化システム推進室として、課内室となる。	衛生公害研究所の公害研究専門部を環境科学部に名称変更。
16. 4	廃棄物不法投棄対策室を設置。 再資源化システム推進室を廃止。 環境活動推進課を循環型社会推進課に名称変更。	
18. 4		出先機関について、4林務環境事務所(環境課)を設置。
20. 4	循環型社会推進課を環境創造課に名称変更。	
21. 4	廃棄物不法投棄対策室を廃止。	
25. 4	環境創造課を廃止し、森林環境総務課に環境活動推進担当を設置。環境担当課は森林環境総務課、大気水質保全課、環境整備課及びみどり自然課の4課体制となる。 エネルギー局を設置し、同局内にエネルギー政策課を設置。	
26. 4		環境科学研究所を改編し富士山科学研究所を設置。

2 環境関係審議会等の設置状況(森林環境総務課)

名称	定数 (現委員数)	根拠法令等	備考
山梨県環境保全審議会	30人 (30人)	・環境基本法(法第43条) ・自然環境保全法(法第51条) ・山梨県附属機関の設置に関する条例	環境保全に関する基本的事項と自然環境の保全並びに鳥獣の保護、繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議等
山梨県環境影響評価等技術審議会	15人 (15人)	・山梨県環境影響評価条例(条例第47条)	環境影響評価等に関する技術的事項の調査、審議等
公害審査委員候補者	13人 (13人)	・公害紛争処理法(法第18条)	

①山梨県環境保全審議会(令和2年3月現在)(第10期 任期:H30.11.10~R2.11.9)

職	氏名	所属等
会長	風間 ふたば	山梨大学教授
副会長	湯本 光子	山梨県淡水生物調査会 会長
委員	青木 進	山梨県猛禽類研究会 会長
委員	足達 郁也	山梨県農業協同組合中央会 専務理事
委員	石井 信行	山梨大学大学院准教授
委員	江口 英雄	山梨県市長会 理事(上野原市長)
委員	岸 いづ美	幼児緑育研究会代表
委員	輿水 達司	山梨県立大学特任教授
委員	後藤 聡	山梨大学准教授
委員	小林 拓	山梨大学大学院准教授
委員	小宮山 稔	山梨県山岳連盟 会長
委員	佐藤 繁則	山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
委員	島崎 洋一	山梨大学准教授
委員	鈴木 孝子	山梨県女性団体協議会 副会長
委員	竹内 時男	(公募委員)
委員	武田 哲明	山梨大学大学院教授
委員	塚田 豊	山梨県猟友会 会長
委員	永井 寛子	NPO 法人スペースふう 理事長
委員	萩原 雄二	日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長
委員	平塚 明美	山梨県商工会連合会 女性部連合会長
委員	平山 公明	放送大学山梨学習センター所長
委員	藤田 義治	山梨県商工会議所連合会(甲府商工会議所環境問題委員長)
委員	望月 一二	山梨県植物研究会 会長
委員	望月 幹也	山梨県町村会 副会長(身延町長)
委員	山縣 然太郎	山梨大学教授
委員	山本 紘治	山梨県環境保全審議会鳥獣部会 部会長
委員	横内 幸枝	やまなし野鳥の会 理事
委員	若林 祐斗	(公募委員)
委員	渡部 美由紀	弁護士
委員	渡邊 雄司	山梨県森林組合連合会 代表理事会長

※会長・副会長を除き五十音順

専門委員

所属等	部会
浅川 貴(湯村温泉旅館協同組合)	温泉部会
石部 久壽(下部温泉旅館組合)	温泉部会
河野 佳一郎(石和温泉旅館協同組合)	温泉部会
中澤 大(甲府ホテル旅館協同組合)	温泉部会
中村 茂(河口湖温泉旅館協同組合)	温泉部会
伊藤 智基(山梨県立大学准教授)	廃棄物部会
梅原 隆子(生活協同組合パルシステム山梨理事長)	廃棄物部会
東原 記守((一社)山梨県産業廃棄物協会会長)	廃棄物部会
藤波 博((公財)廃棄物・3R研究財団調査部長)	廃棄物部会
青柳 みどり (国立環境研究所社会環境システム研究センター 主席研究員)	地球温暖化対策部会
秋山 高広(甲府市地球温暖化対策地域協議会長)	地球温暖化対策部会
芦澤 公子(NPO法人みどりの学校理事長)	地球温暖化対策部会
今村 繁子(山梨県消費生活研究会連絡協議会長)	地球温暖化対策部会
志村 宏司(山梨県生活協同組合連合会会長)	地球温暖化対策部会
中村 勇((一社)山梨県トラック協会専務理事)	地球温暖化対策部会
横山 浩二(環境に関する企業連絡協議会事務局長)	地球温暖化対策部会
宮川 幸久(甲府市大型店協議会)	地球温暖化対策部会
許山 敏(山梨県森林組合連合会参事)	地球温暖化対策部会
若狭 美穂子((一社)山梨県建築士会女性部)	地球温暖化対策部会
稲葉 信子(筑波大学教授、日本イコモス国内委員会理事)	世界遺産景観保全部会
岡田 保良(国士舘大学教授、日本イコモス国内委員会理事)	世界遺産景観保全部会
北村 眞一(山梨大学地域未来創造センター長)	世界遺産景観保全部会

②山梨県環境影響評価等技術審議会(令和2年1月現在)(任期:H30.12.15~R2.12.14)
(大気水質保全課)

氏名	所属等
石井 信行	山梨大学准教授
伊東 英幸	日本大学准教授
岩田 智也	山梨大学准教授
工藤 泰子	(一財)日本気象協会
後藤 聡	山梨大学准教授
小林 富一郎	山梨県絶滅危惧植物調査会代表
坂本 康	山梨大学教授
佐藤 文男	(公財)山階鳥類研究所
杉山 憲子	東京海上日動リスクコンサルティング(株)
高木 直樹	信州大学教授
田中 章	東京都市大学教授
早見 正一	都留文科大学非常勤講師
別宮 有紀子	都留文科大学教授
箕浦 一哉	山梨県立大学教授
湯本 光子	山梨淡水生物調査会会長

③山梨県公害審査委員候補者(令和2年3月現在)(任期:R2.3.11~R3.3.10)

氏名	所属等
大西 達也	山梨県弁護士会弁護士
三枝 重人	山梨県弁護士会弁護士
清田 路子	山梨県弁護士会弁護士
細田 浩	山梨県弁護士会弁護士
山縣 然太郎	山梨大学大学院教授(総合研究部医学域)
志村 結美	山梨大学教授(教育学部)
村松 照美	山梨県立大学教授(看護学部)
今村 幸治	元山梨大学非常勤講師(工学部)
片谷 教孝	桜美林大学教授(リベラルアーツ学群)
北村 敏也	山梨大学准教授(工学部)
桜井 義明	(一社)山梨県建設業協会副会長
八重樫 咲子	山梨大学助教(工学部)
横山 浩二	環境に関する企業連絡協議会事務局長

3 環境保全のための広域的協力推進体制

(1)全国大気汚染防止連絡協議会(大気水質保全課)

(47都道府県、東京都23特別区、政令市等)

大気汚染防止について行政における協力関係の確保等を目的に昭和38年12月に発足し、大気環境の保全について情報交換などを行っている。

(2)全国生活排水対策連絡協議会(大気水質保全課)

(42都道府県)

全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図ることを目的に、昭和55年9月に設置され、生活排水の処理に関する調査・研究、情報交換を行っている。

(3)関東地方大気環境対策推進連絡会(大気水質保全課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和46年1月に関東地方知事会の下部組織として「関東地方公害対策推進本部」が設置された。その後、平成10年5月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組され、平成22年3月に廃止された。この廃止を受けて、同本部の大気環境部会で実施していた広域的な大気汚染に関する調査研究、防止対策の推進のための情報交換などを引き継ぐ組織が、同年3月に「関東地方大気環境対策推進連絡会」として発足した。

同会に設置されているPM調査会議には1都9県に政令市も参加して、微小粒子状物質に関する調査を継続している。

(4) 関東地方地球温暖化対策推進連絡会 (環境・エネルギー課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和46年1月に関東地方知事会の下部組織として「関東地方公害対策推進本部」が設置された。その後、平成10年5月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組され、平成22年3月に廃止された。この廃止を受けて、同本部の地球温暖化対策特別部会の機能を引き継ぐ組織が、同年4月に「関東地方地球温暖化対策推進連絡会」として発足した。

随時、各都県の地球温暖化対策に係る情報交換等を行っている。

(5) 関東甲信越静環境活動推進連絡協議会 (森林環境総務課)

(山梨、東京、千葉、群馬、静岡、長野、新潟の1都6県)

空き缶等の散乱防止対策については、昭和55年に「空き缶等問題研究会」が設置され(昭和56年「空き缶等問題推進委員会」に組織変更)広域的に共同研究が始まり、昭和57年に関東地方統一美化キャンペーンを提唱、昭和58年にはデポジット方式等に関する検討結果をまとめ、共同研究を終了した。

昭和59年からは「空き缶等環境美化推進連絡協議会」を設置し、平成8年に新潟県が加入、平成9年からは「関東甲信越静環境美化推進連絡協議会」と名称変更した。平成24年から協議会の目的として3Rの推進が加えられるとともに、協議会の名称も「関東甲信越静環境活動推進連絡協議会」に改められ、東地方統一美化キャンペーンの推進母体となった。平成28年度末をもって解散。

(6) 関東地方水質汚濁対策連絡協議会 (大気水質保全課)

(国土交通省、(独)水資源機構、山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川の1都7県及び川崎、横浜、千葉、さいたま、相模原の5市)

昭和45年度に、関東地方の河川、湖沼及び海域の水質の実体を把握するとともに、汚濁の過程を究明し、水質汚濁防止対策の樹立に資することを目的に建設省関東地方建設局の内部に発足した。本県は、53年度から加入し、多摩川・鶴見川・相模川部会及び富士川部会に属しており、水質汚濁対策の調査研究を進めるとともに、関係機関との情報交換を行っている。

(7) 関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会 (環境整備課)

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野の1都9県及び横浜、横須賀、川崎、千葉、新潟、宇都宮、長野、相模原、さいたま、川越、船橋、柏、前橋、高崎、八王子、越谷、川口、甲府の18市)

産業廃棄物処理対策の円滑な運営を図る目的で、昭和50年3月に設置され、関東甲信越地区の都県及び中核市における産業廃棄物の処理に関する情報交換を行うとともに、各自治体相互の連絡調整を行っている。

(8) 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム36) (環境整備課)

(福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の1都11県及び八王子、千葉、横浜、川崎、横須賀、新潟、静岡、浜松、宇都宮、長野、相模原、さいたま、越谷、郡山、いわき、川越、船橋、柏、前橋、高崎、福島、川口、甲府、水戸の24の22保健所設置市)

関東圏において行われている広域的な産業廃棄物の処理に関して、不法投棄等の不適正処理が行われた場合に迅速かつ適切に統一的な指導や処分を行うため、都、県、市が相互に情報交換、連携、協力体制を図る目的で、平成12年11月に設置され、連携して広域監視を行っている。

(9) 山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議 (環境整備課)

平成18年10月の「三県サミット」において、富士箱根伊豆地域における不法投棄対策の連携について合意して以降、情報交換、合同パトロール、啓発活動等を実施している。

(10) 秩父多摩甲斐国立公園協議会 (みどり自然課)

(山梨、埼玉、長野、東京の1都3県)

昭和25年7月に、秩父多摩国立公園が指定されると同時に設立されて以来、公園計画その他自然公園に関する重要事項について研究協議などを行っている。

(11) 南アルプス国立公園自然環境保全連絡協議会 (みどり自然課)

(山梨、長野、静岡の3県)

昭和39年6月に、南アルプス国立公園が指定されたことから昭和40年1月に設置され、公園における自然環境の保全等について情報交換などを行っている。

(12) 南アルプス自然環境保全活用連携協議会ニホンジカ対策ワーキンググループ会議

(みどり自然課)

平成21年6月に南アルプス高山植物等保全対策連絡会を設置し、同連絡会において策定した南アルプスニホンジカ対策方針に基づき、山梨県、長野県及び静岡県の3県にまたがる南アルプス国立公園及び隣接地域における高山植物等の保全対策について、関係行政機関間で情報を共有するとともに、効率的かつ効果的な取り組みを推進している。

なお、同連絡会は平成28年11月29日廃止され、同団体の役割は、南アルプス自然環境保全活用連携協議会ニホンジカ対策ワーキンググループ会議に引き継がれた。

(13) 関東山地ニホンジカ広域協議会 (みどり自然課)

平成24年10月に設置され、同協議会において策定した関東山地ニホンジカ広域保護管理指針に基づき、関東山地を有する都県と国の機関、専門家が連携し、広域一体的に保護管理を推進することにより、ニホンジカの被害の軽減と個体群の保護管理を図っている。

4 市町村の環境行政(森林環境総務課)

(1)環境行政組織

地域住民と密接に関わる市町村行政の果たす役割はますます重要になってきている。環境問題の解決については、その地域の実情を反映させることが望まれ、本県の市町村においても、環境担当組織の充実が図られている。

市町村名	環境行政担当部署	電話番号
甲府市	環境部 環境総室 環境保全課	055-241-4312
富士吉田市	環境政策課	0555-22-1111
都留市	市民部 地域環境課	0554-43-1111
山梨市	環境課	0553-22-1111
大月市	市民生活部 市民課	0554-23-8023
韮崎市	市民生活課 生活環境担当	0551-22-1111
南アルプス市	市民部 環境課	055-282-6097
北杜市	森林環境部 環境課	0551-42-1341
甲斐市	生活環境部 環境課	055-278-1706
笛吹市	市民環境部 環境推進課	055-262-4111
上野原市	市民部 生活環境課	0554-62-3114
甲州市	環境政策課	0553-32-2111
中央市	市民環境課 環境担当	055-274-8543
市川三郷町	生活環境課	055-272-6092
富士川町	町民生活課 生活環境担当	0556-22-7209
早川町	町民課 環境担当	0556-45-2518
身延町	環境上下水道課	0556-42-4811
南部町	水道環境課	0556-66-3407
昭和町	環境経済課	055-275-8355
道志村	産業振興課	0554-52-2114
西桂町	産業振興課	0555-25-2121
忍野村	環境水道課	0555-84-7781
山中湖村	建設水道課 環境グループ	0555-62-5374
鳴沢村	住民課	0555-85-3082
富士河口湖町	環境課	0555-72-3169
小菅村	住民課	0428-87-0111
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211

(2)市町村環境関係審議会設置状況

環境対策に関する基本的な事項を調査審議するため、以下の市町村が環境関係審議会を設置している。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、身延町、南部町、昭和町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町

(3) 市町村における条例の制定状況

法律等による規制を補完し、地域の実情に即した公害防止対策や環境保全行政を推進するため、市町村が制定している条例は次のとおり。

市町村名	条例名称	条例制定年月日
甲 府 市	甲府市環境基本条例	平成13年 3月 23日
	甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例	昭和53年 3月 30日
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成 5年 6月 28日
	甲府市環境保全条例	平成22年 6月 23日
	甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例	昭和46年 3月 31日
	甲府市浄化槽事業条例	平成23年 3月 31日
富 士 吉 田 市	富士吉田市環境基本条例	平成17年 3月 24日
	富士吉田市騒音防止条例	昭和28年12月 21日
	富士吉田市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	昭和52年 6月 23日
	富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 7年 3月 31日
	富士吉田市ごみの散乱のないさわやかなまちづくり推進に関する条例	平成12年 6月 30日
	富士吉田市地下水保全条例	平成22年 9月 27日
	富士吉田市環境保全条例	平成26年 9月 30日
都 留 市	都留市環境基本条例	平成18年 3月 28日
	都留市まちをきれいにする条例	平成12年 4月 1日
	都留市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成12年 4月 1日
	都留市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成14年 3月 27日
	都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例	平成25年 9月 30日
	都留市地下水保全条例	平成30年 3月 26日
山 梨 市	山梨市環境基本条例	平成17年 4月 25日
	山梨市公害防止条例	平成17年 3月 22日
	山梨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年 3月 22日
	山梨市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年 3月 22日
	山梨市ホタル保護条例	平成17年 3月 22日
	山梨市空き地の環境保全に関する条例	令和 2年 4月 1日
大 月 市	大月市騒音防止条例	昭和35年 1月 7日
	大月市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和60年 2月 1日
	大月市自転車等の放置の防止に関する条例	平成 6年12月 20日
	大月市土砂等による土地の埋立て等に関する条例	平成 9年 3月 28日
	大月市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成10年 3月 27日
韮 崎 市	韮崎市環境基本条例	平成14年 9月 25日
	韮崎市公害防止条例	昭和61年 3月 27日
	韮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成12年 3月 21日
	韮崎市アイドリングストップ条例	平成15年12月 12日
	韮崎市環境美化推進条例	平成17年12月 15日
南アルプス市	南アルプス市環境基本条例	平成21年 3月 19日
	南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年 4月 1日
	あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	平成15年 4月 1日
	南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例	平成23年 4月 1日
北 杜 市	北杜市環境基本条例	平成17年12月 16日
	北杜市公害防止条例	平成16年11月 1日
	北杜市まちをきれいにする条例	平成16年11月 1日
	北杜市あき地の適正な管理に関する条例	平成16年11月 1日
	北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	平成16年11月 1日
	北杜市水資源の確保と保護に関する条例	平成16年11月 1日
	北杜市地下水採取の適正化に関する条例	平成16年11月 1日
	北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例	令和元年 7月 3日

甲斐市	甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年 9月 1日
	甲斐市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	平成16年 9月 1日
	甲斐市まちをきれいにする条例	平成19年 7月 3日
	甲斐市環境基本条例	平成23年 3月 22日
笛吹市	笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成16年10月 12日
	笛吹市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成16年10月 12日
	笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例	平成16年10月 12日
	笛吹市騒音防止条例	平成16年10月 12日
	笛吹市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年10月 12日
	笛吹市残土による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成16年10月 12日
	笛吹市環境基本条例	平成23年 3月 14日
上野原市	上野原市環境基本条例	平成18年 3月 27日
	上野原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成17年 2月 13日
	上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年 2月 13日
	上野原市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年 2月 13日
	上野原市放置自転車等の措置に関する条例	平成17年 2月 13日
甲州市	甲州市環境基本条例	平成18年 3月 29日
	甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成17年11月 1日
	甲州市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年11月 1日
	甲州市公害防止条例	平成17年11月 1日
	甲州市放置自転車等の措置等に関する条例	平成18年 3月 29日
中央市	中央市環境基本条例	平成18年 2月 20日
	中央市環境保全整備に関する条例	平成18年 2月 20日
	中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成18年 2月 20日
	中央市ごみのないきれいなまちにする条例	平成20年 3月 25日
	中央市地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例	平成25年 3月 28日
市川三郷町	市川三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年10月 1日
	市川三郷町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成17年10月 1日
	市川三郷町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年10月 1日
富士川町	富士川町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成22年 3月 8日
	富士川町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成22年 3月 8日
	富士川町雑草の除去に関する条例	平成22年 3月 8日
早川町	早川町廃棄物処理及び清掃に関する条例	昭和47年12月 21日
	早川町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年 9月 22日
身延町	身延町自然環境保全条例	平成16年 9月 13日
	身延町公害防止条例	平成16年 9月 13日
	身延町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年 9月 13日
	身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年 9月 13日
南部町	南部町環境基本条例	平成16年12月 15日
	南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年 3月 1日
	南部町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年 3月 1日
	南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成15年 3月 1日
昭和町	昭和町空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	昭和50年 4月 1日
	昭和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和53年 3月 22日
	昭和町ごみのないきれいなまちにする条例	平成18年12月 13日
	昭和町地下水採取の適正化に関する条例	平成18年12月 13日
	昭和町環境基本条例	平成29年 3月 25日
道志村	道志村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和54年 9月 22日
	道志村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年10月 1日
	道志村環境基本条例	平成16年 3月 22日
西桂町	西桂町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月 21日
	西桂町廃棄物等の処理及び清掃に関する条例	平成10年 3月 23日
	西桂町太陽光発電施設の適正管理による地域環境保全に関する条例	令和元年 9月 27日

忍野村	忍野村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月 25日
	忍野村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成10年 6月 23日
	忍野村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成14年12月 16日
	忍野村地下水資源保全条例	平成23年 9月 29日
山中湖村	山中湖村騒音防止条例	昭和40年 7月 25日
	山中湖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 3年 3月 28日
鳴沢村	鳴沢村地下水資源保護条例	昭和49年 7月 5日
	鳴沢村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月 24日
	鳴沢村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成13年 3月 19日
富士河口湖町	富士河口湖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町遊魚税条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町自然環境を守り育む条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町地下水保全条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町騒音防止条例	平成15年11月 15日
	富士河口湖町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年11月 15日
小菅村	小菅村空き缶の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月 27日
丹波山村	丹波山村空き缶の散乱防止及び回収に関する条例	昭和60年 1月 29日